

## 金融円滑化にかかる体制の概要

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針

(別紙のとおり)

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

当JAでは、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し、お客様からの申込みに対して円滑な対応が出来るよう、必要な体制を整備しております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員課長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融課を「金融円滑化管理責任部署」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底、対応状況の把握を行っております。
- (3) 当JAは、金融円滑化体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うこととしております。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

- (1) お客様からの、金融円滑化にかかるご相談を本所金融課に設置しております。
- (2) お客様からの、当JAの金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融課に受付窓口を設置し、適切な対応を実施する体制を整備しております。

以下の本所の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
J A うご本所	秋田県雄勝郡羽後町足田字泉田 45-1	金融課	0183-62-5832

(ご相談受付時間／平日 9:00 時～17:00 時)

(       "       ／土曜 9:00 時～12:00 時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、当 J A の金融課にてお受けいたします。

第 4 第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当 J A の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当 J A 職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第 5 法第 4 条に基づく措置の実施状況 (別表 1 のとおり)

第 6 法第 5 条に基づく措置の実施状況 (別表 2 のとおり)

法第4条に基づく措置の実施状況  
(債務者が中小企業者である場合)

別表1

(金額単位/百万円)

	平成25年 6月末		平成25年 9月末		平成25年 12月末		平成26年 3月末		平成26年 6月末		平成26年 9月末		平成26年 12月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	72	232	72	232	82	251	82	251	82	251				
うち、実行に係る貸付債権の数	68	211	68	211	78	231	78	231	78	231				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	21	4	21	4	20	4	20	4	20				
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

法第5条に基づく措置の実施状況  
(債務者が住宅資金借入者である場合)

別表2

(金額単位/百万円)

	平成25年 6月末		平成25年 9月末		平成25年 12月末		平成26年 3月末		平成26年 6月末		平成26年 9月末		平成26年 12月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

(注)法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付の条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

## 金融円滑化にかかる基本方針

当JAうご（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

## 5 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者，中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には，お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ，できる限り，柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当JAは，その際，他の金融機関や日本政策金融公庫，住宅金融支援機構，農業信用基金協会，企業再生支援機構，事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また，これらの関係機関等から照会を受けた場合は，守秘義務に留意しつつ，お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当JAは，お客さまからの上述のような申込みに対し，円滑に措置をとることが出来るよう，必要な体制を整備いたしております。

具体的には，

(1) 組合長以下，関係役員課長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて，金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し，組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として，当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは，本方針に基づく金融円滑化管理態勢について，その適切性および有効性を定期的に検証し，必要に応じて見直しを行います。

## 附則

この方針は，平成22年2月1日から施行する。